

「守口市障がい者・高齢者交流会館のあり方」に対する パブリックコメント結果

1. 募集期間

令和6年10月1日（火）から令和6年10月31日（木）まで

2. 募集方法

市ホームページに実施概要を掲載し、市内公共施設に「守口市障がい者・高齢者交流会館のあり方」、「募集要領」、「意見提出用紙」を設置するとともに、市ホームページからもダウンロード可能とし、回収ボックスへの投函、郵送、電子メール、FAXにより意見を受け付けました。

3. 募集結果

提出方法及び提出件数

提出方法	提出件数
回収ボックス投函	3件
郵送	0件
電子メール	1件
FAX	0件
合計	4件

内訳（1）現在の利用者 2件、（2）その他 2件

4. 意見の概要

（1）現在の利用者

意見の内容ごとの趣旨	守口市の考え方
①令和6年度末で閉館の方針とされた点については、大変残念ですが、理解できる部分もあり、他の施設利用料の減免という代替手段を考えていただけることを前提に致し方ないと考えます。 ②減免については、障がい者サークルだけでなく、高齢者サークルも同様に対応してもらいたい。 ③代替手段については、活動曜日が固定されてい	①②市内8か所のコミュニティセンターを利用する場合は、障がいのある方がサークル活動等を行う場合において、市に団体登録して頂いた上で、利用料を免除する方向で考えています。高齢者のみのサークルについては、「さんあい広場」や「通いの場」などをご利用いただければと考えております。 ③同センターでは、特定のサークルへの優先利

る点や交流会館の近辺でないと活動が困難になる点等についても配慮をお願いします。	用はしていませんが、「定期使用団体登録」による活動支援も行っていることから、活動曜日が固定されているならば、早めの利用申請をお願いします。なお、利用申請は、原則として利用しようとする日の初日の 2 か月前の属する月の最初の開館日となっています。
④交流会館の良さは無料で利用でき、サークル活動に都合の良い広さである事等。 ⑤コミュニティセンターは月2回しか定期的にはおさえられず、あとは自分で取ってくださいとの事で、交流会館で毎週行ってきましたが、連続して同じ場所で出来ないかもしれない。	④⑤市内 8 か所のコミュニティセンターを利用する場合は、障がいのある方が市に団体登録して頂いた上で、サークル活動等を行う場合において、利用料を免除する方向で考えています。 また、同センターには複数の会議室や和室等がありますので、予定が決まっているならば、早めの利用申請をお願いします。なお、利用申請は、原則として利用しようとする日の初日の 2 か月前の属する月の最初の開館日となっています。

(2) その他

意見の内容ごとの趣旨	守口市の考え方
⑥交流会館が廃止となることは、仕方ないと思います。今後、コミュニティセンターを活用するとなっても料金を無料にして欲しい。	⑥市内 8 か所のコミュニティセンターを利用する場合は、障がいのある方が市に団体登録して頂いた上で、サークル活動等を行う場合において、利用料を免除する方向で考えています。
⑦「地域のコミュニティセンターが整備され」とあるが、その前は公民館であったわけであり、「障がい者や高齢者の施策が充実したことにより、社会参加や交流の場が広がっています」とはならないのでしょうか。	⑦地域における市民の交流の場として、市内 8 か所にコミュニティセンターができ、障がい者や高齢者施策の充実により、社会参加できる環境が進んでいると考えています。
⑧「新型コロナウイルスの影響等により、交流会館や利用者が減少傾向にあり」とありますが、令和 2 年～4 年にかけては減少しているようですが、令和 5 年は戻りつつあるように見えます。今年度の状況を見ないとわからないように思います。	⑧利用者数は令和 5 年度においては、コロナ前と同等の利用者数になっておりますが、立地の条件から、利用している団体は、近隣の利用者に固定化している状況となっております。
⑨「交流会館の立地条件の問題から・・・近隣の利用者に固定化している状況となっています。」とあ	⑨ご指摘の点を解消するために、市内の各コミュニティセンターを利用できるように整備しよ

りますが、現行1館であるので当然ではないでしょうか。	うと考えております。
⑩「交流会館を廃止する場合」とありますが、前提を限定しすぎていませんか。	⑩「守口市行政経営プラン」において、「本施設が担う会館機能について、代替手段を検討した上で、老朽化が進む現施設については、廃止も含めて、あり方を検討する。」と位置付けられたことから、廃止も含めて今後のあり方を検討いたしました。
⑪もともと「さんあい広場」の整備目的としては、地域で身近で利用できるように整備してきたものではありませんか？中央館的な役割としての「交流会館」は必要と考えます。	⑪交流会館は、障がい者や高齢者の交流の場や機会の提供を行うことを目的として設置されたものであり、コミュニティセンターやさんあい広場でも、同じ役割を果たすことから、廃止するという方針にいたしました。
⑫「障がい者団体やサークル等の社会参加や交流の場の為に利用する場合」は、減免ではなく、すべて無料として扱うようにしたらどうでしょう？	⑫市内8か所のコミュニティセンターを利用する場合は、障がいのある方が市に団体登録して頂いた上で、サークル活動等を行う場合において、利用料を免除する方向で考えています。
⑬「令和6年度末をもって、交流会館を閉館するという方針をとしました。」とありますが、はじめのところで、「廃止も含めて今後のありかたを検討する」とあり、様々なケースを想定して比較・検討することが必要であると考えます。	⑬廃止前提ではなく、様々なケースを検討し、本方針に至りました。
⑭「さんあい広場」の利用状況は、どのようになっていますか？	⑭さんあい広場の利用状況については、令和4年度で19,717人が利用されています。
⑮コミュニティセンターについても、利用状況はどのようになっていますか？障がいや高齢者が利用できる枠がありますか？	⑮各コミュニティセンターの令和5年度の施設利用率ですが、中部エリアコミュニティセンター59.2%、八雲東コミュニティセンター32.3%、北部コミュニティセンター27.3%、南部エリアコミュニティセンター45.5%、西部コミュニティセンター45.1%、旧錦コミュニティセンター22.8%、新錦コミュニティセンターで31.0%、東部エリアコミュニティセンター37.4%、庭窪コミュニティセンター23.4%となっています。 利用に際しては、年齢や障がいの有無に関わらず利用が可能です。

⑯利用しやすいように、「さんあい広場」の校区ごとの整備は考えておられますか？	⑯校区ごとの整備については、考えておりません。
⑰障がい者や高齢者の方の声はどうか？	⑰特に反対意見等はなく、交流会館利用団体への代替手段の提供を前提として、市の方針に理解を得ていると考えています。
⑱交流会館敷地は、行政財産ですか普通財産ですか？	⑱行政財産です。
⑲廃止する場合、跡地利用はどのように考えられていますか？	⑲廃止後の跡地利用については、現段階では、決まっておりません。
⑳「さんあい広場」で障がい者（団体）は使用できますか？できれば条件整備する必要があると考えます。	⑳「さんあい広場」については、障がいの有無にかかわらず利用が可能です。